

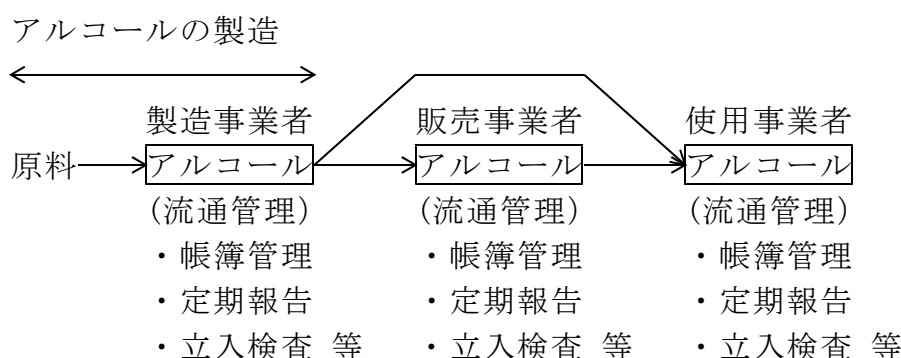
(アルコール事業法の特例)

第三十三条 地方公共団体が設定する構造改革特別区域又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第一項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（同法第二条第二項に規定する副産物をいう。）であって主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものについて、これを再生資源（同法第二条第四項に規定する再生資源をいう。別表第二十六号において同じ。）として利用して、当該構造改革特別区域において製造事業者（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第二条第一項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。別表第二十六号において同じ。）については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第九条、第十条、第二章第三節及び第四節並びに第三十五条から第三十七条までの規定は、適用しない。

【事業の名称】 再生資源を利用したアルコール製造事業

【現行制度の概要】

アルコールが酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止を図るため、アルコールの製造・輸入・販売・使用を許可制とし、流通管理（帳簿記帳・定期報告等）を実施しています。

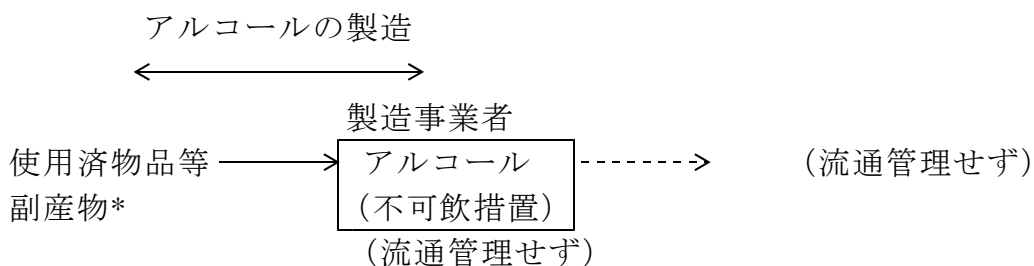


【趣旨】

使用済物品等や副産物を原料として製造されるアルコール（主として燃料用途を想定したもの等）が円滑に市場に供給されるようにするため、アルコール事業法の特例を設けるものです。

### 【特例措置の内容】

再生資源原料を効率的に利用して構造改革特別区域内で製造されるアルコールについては、当該アルコールの製造の許可取得等を前提として、流通管理（帳簿記帳、定期報告等）を行わないこととするものです。



\* 構造改革特別区域の地方公共団体の長が、地域産業に係る使用済物品等及び副産物を指定。

### 【説明】

具体的にはアルコール事業法の以下の規定を適用しないこととするものです。

- ・ 第9条・・・帳簿記帳・定期報告等
- ・ 第10条・・・業務改善命令（アルコールの適正流通確保の観点）
- ・ 第2章第3節・・・アルコール（特定アルコールを除く。）の販売（販売の許可等）
- ・ 第2章第4節・・・アルコール（特定アルコールを除く。）の使用（使用の許可等）
- ・ 第35条・・・アルコールの希釈の制限
- ・ 第36条、第37条・・・納付金の徴収

#### ○ アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「アルコール」とは、アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。第三十五条において同じ。）が九十度以上のアルコールをいう。

2～4 （略）

（製造の許可）

第三条 アルコールの製造（精製（アルコールの利用価値を高めるため蒸留その他の方法によりアルコールの不純物を除去することをいう。以下同じ。）を含む。第十五条を除き、以下同じ。）を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 （略）

（報告等）

第九条 製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 製造事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関し経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 製造事業者は、前項に定めるもののほか、その業務に係るアルコール、酒母又はもろみを亡失し、又は盗み取られたときは、経済産業省令で定めるところにより、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告し、その検査を受けなければならない。

(業務改善命令)

第十条 経済産業大臣は、製造事業者の業務の運営に関しアルコールの適正な流通を確保するために改善が必要であると認めるときは、当該製造事業者に対し、その改善に必要な措置を命ずることができる。

### 第三節 アルコールの販売の事業

(販売の許可)

第二十一条 アルコール(特定アルコールを除く。以下この条及び次条において同じ。)の販売を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、製造事業者又は輸入事業者が、その製造し、又は輸入したアルコールを販売する場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人(アルコールの販売に係る事業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

四 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

五 主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地

六 貯蔵所ごとの設備の能力及び構造

七 事業開始の予定年月日

八 その他経済産業省令で定める事項

第二十二条 前条第一項の許可を受けた者(以下「販売事業者」という。)、製造事業者又は輸入事業者でなければ、アルコールを譲渡してはならない。ただし、許可使用者が経済産業大臣の承認を受けて、アルコールを譲渡する場合は、この限りでない。

2 販売事業者は、製造事業者等(製造事業者、販売事業者、許可使用者及び第四条第三号の規定により経済産業大臣の承認を受けた者をいう。以下同じ。)以外の者にアルコールを譲渡してはならない。ただし、輸出する場合は、この限りでない。

3 製造事業者は、その製造したアルコールを製造事業者等以外の者に譲渡してはならない。ただし、輸出する場合は、この限りでない。

4 輸入事業者は、その輸入したアルコールを製造事業者等以外の者に譲渡してはならない。ただし、輸出する場合は、この限りでない。

(許可の基準)

第二十三条 経済産業大臣は、第二十一条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎を有すること。

二 アルコールの数量の管理のための措置が経済産業省令で定める基準に適合することであること。

三 その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(必要な行為の継続等)

第二十四条 販売事業者の相続人につき次条において準用する第七条第一項ただし書の規定の適用がある場合、次条において準用する第十一条第二項の規定により販売事業者の許可が効力を失った場合又は次条において準用する第十二条の規定により販売事業者の許可が取り消された場合において、当該貯蔵所にその業務に係るアルコールが現存するときは、経済産業大臣は、当該相続人、当該効力を失った許可を受けていた者又は当該取り消された許可を受けていた者の申請により、期間を指定し、そのアルコールの譲渡を継続させることができる。

2 前項の場合においては、同項の規定により経済産業大臣が指定した期間は、同項に規定する者を販売事業者とみなして、この法律の規定を適用する。

(準用)

第二十五条 第五条の規定は第二十一条第一項の許可に、第七条から第十二条まで及び第十四条の規定は販売事業者に準用する。この場合において、第七条第一項中「第五条各号」とあるのは「第二十五条において準用する第五条各号」と、第八条第一項中「第三条第二項第六号」とあるのは「第二十一条第二項第六号」と、同条第二項中「第三条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」とあるのは「第二十一条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」と、同条第三項中「第六条」とあるのは「第二十三条」と、第九条第三項中「アルコール、酒母又はもろみ」とあるのは「アルコール」と、第十二条第二号中「第五条第一号又は第四号から第六号まで」とあるのは「第二十五条において準用する第五条第一号又は第四号から第六号まで」と、同条第四号中「第三条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同号及び同条第五号中「第八条第一項」とあるのは「第二十五条において準用する第八条第一項」と、第十四条中「製造事業者名簿」とあるのは「販売事業者名簿」と、同条第一項中「第三条第二項第一号、第二号及び第五号」とあるのは「第二十一条第二項第一号、第二号及び第五号」と読み替えるものとする。

#### 第四節 アルコールの使用

(使用の許可)

第二十六条 アルコール（特定アルコールを除く。以下この条及び次条において同じ。）を工業用に使用しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人（アルコールの使用に関し代理権を有する者に限る。）の氏名、商号又は名称及び住所

四 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

五 主たる事務所の所在地並びにアルコールの使用施設及び貯蔵設備の所在地

六 使用施設ごとのアルコールの用途及び使用方法並びに使用設備の能力及び構造並びに貯蔵設備ごとの能力及び構造

七 使用の時期

八 その他経済産業省令で定める事項

第二十七条 許可使用者でなければ、アルコールを使用してはならない。ただし、第十七条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けて輸入したアルコールを試験、研究又は分析のために使用するときは、この限りでない。

2 許可使用者は、当該許可に係る用途にアルコールを使用し、かつ当該許可に係る使用方法によりアルコールを使用しなければならない。

(許可の基準)

第二十八条 経済産業大臣は、第二十六条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 使用方法がアルコールの数量を適確に管理できるものと認められること。

二 アルコールの数量の管理のための措置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(必要な行為の継続等)

第二十九条 許可使用者の相続人につき次条において準用する第七条第一項ただし書の規定の適用がある場合、次条において準用する第十一条第二項の規定により許可使用者の許可が効力を失った場合又は次条において準用する第十二条の規定により許可使用者の許可が取り消された場合において、当該使用施設又は貯蔵設備にアルコールが現存するときは、経済産業大臣は、当該相続人、当該効力を失った許可を受けていた者又は当該

取り消された許可を受けていた者の申請により、期間を指定し、そのアルコールの使用を継続させることができる。

- 2 前項の場合においては、同項の規定により経済産業大臣が指定した期間は、同項に規定する者を許可使用者とみなして、この法律の規定を適用する。

(準用)

第三十条 第五条の規定は第二十六条第一項の許可に、第七条から第十二条まで及び第十四条の規定は許可使用者に準用する。この場合において、第七条第一項中「第五条各号」とあるのは「第三十条において準用する第五条各号」と、第八条第一項中「第三条第二項第六号」とあるのは「第二十六条第二項第六号」と、同条第二項中「第三条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」とあるのは「第二十六条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」と、同条第三項中「第六条」とあるのは「第二十八条」と、第九条第三項中「アルコール、酒母又はもろみ」とあるのは「アルコール」と、第十一条及び第十二条中「事業」とあるのは「使用」と、同条第二号中「第五条第一号又は第四号から第六号まで」とあるのは「第三十条において準用する第五条第一号又は第四号から第六号まで」と、同条第四号中「第三条第一項」とあるのは「第二十六条第一項」と、同号及び同条第五号中「第八条第一項」とあるのは「第三十条において準用する第八条第一項」と、第十四条中「製造事業者名簿」とあるのは「許可使用者名簿」と、同条第一項中「第三条第二項第一号、第二号及び第五号」とあるのは「第二十六条第二項第一号、第二号及び第五号」と読み替えるものとする。

(アルコールの希釈の制限)

第三十五条 製造事業者、輸入事業者、販売事業者及び許可使用者は、許可使用者がその使用の過程において薄める場合その他経済産業省令で定める場合のほか、アルコール(特定アルコールを除く。)を薄めてアルコール分を九十度未満にしてはならない。

(納付金の徴収)

第三十六条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げるアルコールの数量にそのアルコールに係る加算額を乗じて得た額に相当する額の納付金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 製造事業者等以外の者にアルコール(特定アルコールを除く。以下この条において同じ。)を譲渡した製造事業者(アルコールを輸出した者を除く。) 当該譲渡されたアルコールの数量
- 二 製造事業者等以外の者にアルコールを譲渡した輸入事業者(アルコールを輸出した者を除く。) 当該譲渡されたアルコールの数量
- 三 製造事業者等以外の者にアルコールを譲渡した販売事業者(アルコールを輸出した者を除く。) 当該譲渡されたアルコールの数量
- 四 アルコールを譲渡した許可使用者(第二十二条第一項ただし書の規定による承認を受けてアルコールを譲渡した場合を除く。) 当該譲渡されたアルコールの数量
- 五 アルコールを使用した製造事業者 当該使用されたアルコールの数量
- 六 アルコールを使用した輸入事業者 当該使用されたアルコールの数量
- 七 アルコールを使用した販売事業者 当該使用されたアルコールの数量
- 八 第二十六条第一項の許可に係る用途以外の用途にアルコールを使用した許可使用者 当該使用されたアルコールの数量

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に規定する納付金を国庫に納付しなければならない。

- 3 第四十七条第二項の規定により没収されたアルコールには、第一項に規定する納付金を課さない。

(強制徴収)

第三十七条 経済産業大臣は、第三十一条第一項の規定による納付金又は前条第一項に規定する納付金を納期限までに納付しない者があるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

- 3 前項の場合において、納付金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以

降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる納付金の額は、その納付のあった納付金の額を控除した額とする。

- 4 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金を徴収することができる。この場合における納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 延滞金は、納付金に先立つものとする。